

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第2回）議事録

■日時 令和3年1月22日（金）午前11時00分～午前11時58分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、寺島委員、
宮越委員、宗方委員、保高委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（仮称）新宿駅西口地区開発事業【2回目】

⇒ 前回到引き続き、選定した項目について質疑及び審議を行い、総括審議へ向け
た審議事項の候補を整理した。

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 2 回）

速 記 録

令和 3 年 1 月 22 日（金）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午前 11 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 2 年度第 2 回第二部会の開催をお願いします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。坂本部部长、よろしくお願ひいたします。

○坂本部部长 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度とします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部部长 傍聴の方は、新型コロナの感染リスク低減のためにマスクの着用をお願いいたします。また、発熱、体調不良等の健康状態がよくない方は出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となります。

○坂本部部长 それでは、次第 1 の「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

本日の進め方ですが、最初に事務局からこれまでの審議内容を説明していただきます。説明の後、事業者の回答の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。質疑が終了しましたら事業者の退席後、次回の総括審議に向けて各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと思いますと考えております。御協力のほどよろしくお願ひいたします。

まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料 1 をご覧ください。資料 1 は、前回第 1 回目の審議内容を整理したものとなっております。委員からの指摘、質問事項を各環境影響評価項目ごとに「大気汚染、騒音・振動共通」「大気汚染」「騒音・振動」「日影」「風環境」「景観」「その他」ということで、3 ページから 12 ページにわたって取りまとめを行っており、指摘、質問事項としては、合計 14 件となっております。

なお、一番右の「取扱い」欄に「資料提示」としたものが 2 つあります。こちらについて

は、この後、事業者から補足の説明があります。

事務局からの説明は以上となります。

○坂本部長 前回の質疑について事業者から補足があると伺っています。事業者の方から説明をお願いします。

○事業者 こちらに補足説明資料ということで本日用意させていただきました。2点ほどあります。「日影」についてと「風環境」についての2点です。

そのうちまず、1点目「日影」、時刻別日影図と等時間日影図の整合について説明します。

前回の部会の中で時刻別日影と等時間日影の整合が図られているかどうかということで御指摘をいただいたところです。確認したところ、結論としては、評価書案に掲載した等時間日影図は時刻別日影図と整合していることを確認しております。その解説、検証の結果ということで今日資料を用意しております。

御指摘いただいたのは、冬至日における朝の8時、9時の時刻別日影図のちょうど交点に当たるところが等時間日影の1時間の頂点になるのではないかとということで御指摘をいただいたところです。単純な、シンプルな矩形のボリュームであれば確かにそのような形になるのですが、実際、今回の建物としては高層部として約260mの建物、そしてその北側に100m、あと80m相当の建物があるということで、前回、その基壇部の影響があるのではないかとということで話をさせていただきましたが、まさに80m、100mの建物の影響によってこのような形になっているところがあります。

これに当たって、少し詳細を検証しました。通常であれば1時間ごとの日影を示しておるのですが、もう少し細分化しまして、10分間ごとの日影の動きを確認、表示したものが今回の図です。8時10分から30分までの図を示しております、8時10分の計画建物による仕分けのときに関しましては、先ほどの8時と9時の時刻別日影線の交点については若干小さいところはありますが、まだ日影がかかっていないという状況になっています。ということで、丸1時間日影になっていないような地点ということが言えるかなと思っております。

その次に、8時20分のほうに行きますと、先ほど赤丸で示したように交点のところ、ちょうど8時20分から高層部の日影が当たってくる形になりまして、次の8時30分のところでは、より日影がかかっているような状況となっております。

これを、下の図の1.2のところでも示しておりますとおり、バイチャートで細分化したものを示しております。概略ですけれども、8時の時点では日影が生じている状況ですが、中層部の建物の影響が一旦切れる時間帯があり、8時10分ごろから8時20分までの間は日影に

なっていないくて、8時20分からは9時ごろまで日影になるという形で、そういった意味で、丸1時間日影ではないという形で、先ほどの等時間日影の頂点は先ほど図示した位置にあるということです。

続けて2点目の「風環境」についてです。KDDIビル屋上の風向、風速計の設置状況についてということで、前回の部会の中で大気汚染と同時に行いました風向、風速計の話の御指摘をいただきましたが、風洞実験の基準風に当たって用いたKDDIビル屋上の風向、風速計の設置状況をお示しいただきたいということで用意しております。この図で示しているとおおり、高さが187mの位置に風向、風速計が設置されていますが、これはKDDIビルの屋上、このビルの中央のところにトラスで組まれた構造物があって、そのさらに上のところで、ポールのところで風向、風速計が設置されている状況です。参考に、写真も撮っております、建物中央の構造物の上のところで風速計が移設されている状況ということで、こちらのデータを用いて風洞実験を基準風ということで設定させていただいたという状況です。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○坂本部長 御説明ありがとうございました。

ただいまの2点の補足説明に関しましてはよろしいでしょうか。

それでは、前回の質疑応答について先ほど事業者の方から御説明いただいた分ですが、御意見や修正等がございましたら、お願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○宗方委員 先ほどの日影の説明は、丁寧な補足をいただきありがとうございました。御礼申し上げます。よく分かりました。

「景観」のことについて前回発言させていただいたことについてのだめ押しになるのですが、「地域への配慮」という言葉がありましたが、新宿駅前に建つビルということなので通常の地域住民というのではなく、公共性の高い場所、もっと言い方を変えると東京の一種の玄関口という代表的な景観になるという意味で、地域ということについても社会性の強いという意味での観点からの御議論をぜひ、デザインの検討等においてもやっていただきたいと思っております、それは念押しさせていただくということです。

○事業者 前回の御指摘事項にさらに公共性、社会性、また東京、日本を代表するような景観になるといった御指摘はもっともだと感じております。東京都の景観計画部会ですとか学識の先生方に入っておりますデザイン検討部会の中でも、そのような観点での御指導もいただきながら検討を進めておりますので、今後もそのように進めてまいりたいと思っております。

○坂本部部长 資料1に関して、そのほかにございますか。— よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので事業者の方との質疑応答を行うこととします。

まず、今回は御欠席されました小林委員から御質問や御意見等をお願いします。

○小林委員 前回は所用で欠席させていただきました失礼しました。

「電波障害」に関する件ですが、冊子の「環境影響評価書案に係る見解書」を御覧いただきたいと思いますが、47ページに電波障害関係についての新宿区長の意見、それから事業者からの回答がありまして、結論からいうと特段の問題はないだろうとっております。新宿区長から、工事施工中のみならず、工事完了後においては、相談窓口を設けて必要な対応を行ってほしいという要望があったのに対して、それはちゃんとやりますという回答がありますので、「電波障害」に関しては特段、気にする必要はないだろうとっております。よろしくをお願いします。

○坂本部部长 ありがとうございます。

事業者の方からは特にコメントはよろしいですか。

○事業者 御意見いただきありがとうございます。先ほど御指摘いただきました見解書のとおり「電波障害」の対応についても適切に対応してまいりたいと思います。

○坂本部部长 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

それでは、ほかの委員の方から御質問、御意見がございましたらお願いします。発言される際には最初にお名前をお願いします。いかがでしょうか。前回、かなり議論はしましたが、その後、何か気になる点など出てきた先生がいらっしゃいましたら、お願いします。

○日下委員 12月18日の部会で回答済となっているルートについてなのですが、確かにルートは26ページにも描いてありますし、回答も書いてあるのですが、今回は駅施設を含む特殊環境ですので、ルートについては西口駅前広場の整備との協議とか調整も必要なので、もう少し車両のルートについて検討したほうがいいことと、あと、駅前なので住宅地はもちろんないですけど、でも駅の施設を利用する人はたくさんいるので、そのことについても環境保全について、大気汚染、その他、騒音も少し議論したほうがいいのではないかと思います。

最後に、ビルは非常に大きいですし複雑ですし、ほかにも開発が、この案件だけではなくてありますので、事後調査についても、もう少し深く議論したほうがいいのではないかと思います。以上3点です。

○坂本部部长 ありがとうございます。事業者の方から。

○事業者 幾つか御質問、御指摘をいただきまして、車両のルートについてどちらかという

と区画整理事業の工事との関連性ということではありますが、今の段階で区画整理事業の工事の内容が公に、明確になっていないという状況でございます。しかしながら、御指摘のとおり、密接な関係にもありますので、今後とも調整を図りながら影響の負荷が少なくなるような形で配慮等を検討してまいりたいと思っております。

あと、御指摘いただいた事後調査についても、当然ながら条例の手続の中で大気汚染の調査等を行う形となりますので、その中で確認してまいりたいと考えております。

○坂本部長 ありがとうございます。日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員 その事後調査のときは、駅前でいろいろ案件があると思いますが、ほかのことも多少考えながら、想定しながらやるのでしょうか。それとも、それ以外は現状維持で、この案件の変化だけを考慮してやるのでしょうか。

○事業者 周辺の例えばほかの鉄道事業者さんでいえば、京王さん、JRさんなどいらっしゃるのですが、まだそちらの開発計画や、いつ、どのような工事をするというところは表向きに出ていない形になりますので、我々の事後調査のタイミングで、そういったところの周辺の状況も鑑みながら実施していくような形で連携をとっていきたいと思います。

○坂本部長 連携はかなり重要だと思うのでよろしくをお願いします。

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○池本委員 前回、私が少しコメントさせていただき、日下先生からも話があったのですが、利用者を環境保全対象として考えるかどうかというところなのですが、資料でいうと資料1の2番になりますが、「ちょっと聞き方が悪かったかもしれないが」というところから始まっているところですが、その回答の最後で、「大気汚染」それから「騒音・振動」に関するいろいろ書いてあって、「保全措置を徹底していく」というコメントをいただいています。例えば保全措置を抱えているのでいうと、本編でいうと、115 ページに書いてあることに該当するのかなと感じるのですが、これはどちらかという屋外の工事関係——重機など、そういったものを想定している記載が多いと思うのですが、例えば想像するに、通行人で仮囲いの脇を歩くような人が出てきたりしたときに、そういった方たちへの対策とか、特に「予測に反映しなかった措置」とかで、もう少し考えてもいいのかなと思うのですが、そのあたりは事業者としてはどのようにお考えでしょうか。

○事業者 御指摘のとおり、115 ページの①番で書いております仮囲い等については、敷地改変の影響を意識したもので、そのあたりは骨格的に変わっていることであるのですが、当然ながら、駅利用を継続しながらの工事ということになります。その中で、駅利用者等で計

画地内を通過する歩行者がいますので、その動線付近においても仮設切回し工事等を順次行っていくことになりますので、その条件に応じまして仮囲いや養生シートなどを適宜配置しながら影響低減に努めてまいりたいと考えているところです。

○池本委員 今御説明いただいたことは、今後評価書案から評価書に行く段階で追記するよなお考えという理解でよろしいのでしょうか。

○事業者 今検討中ではありますが、先ほどお話ししたような特出しと申しますか、駅利用者に対しての配慮ということで保全措置の追記もあり得るかなということで考えていますので、評価書段階で検討させていただきます。

○池本委員 ありがとうございます。私からは以上です。

○坂本部長 ぜひ、御検討のほどをよろしくお願いします。

そのほかございますか。

○宮越委員 資料1の1番、周辺の開発、工事の影響についてなのですが、西口広場も含めてなのですが、事業者さんとしては、現段階、周辺の工事が具体的ではないからということで御説明をいただいておりますが、もしこういった工事が具体的になっていない段階でも工事が行われる場合、具体的にどんなことに影響すると考えているとか、検討は行っているのでしょうか。例えば工期に影響があるとか、ルートに影響があるとか、そのような内容をもし検討されているのであれば教えていただきたいのですが。

○事業者 もし他の工事の詳細な内容が分かれば検討することになるのですが、今の時点で具体的の中身が出てきていないところで、具体的な検討には入れない状況が実情ではございます。ただ、今後検討していく中でほかの工事内容が明らかになっていけば、関係性がないことはないとももちろん承知しておりますので、その中で状況に応じて連携、調整を図っていくことで考えております。なかなか具体的なところが今の段階では申し上げられないというのが正直なところですが、以上でございます。

○宮越委員 後半部分がよく聞き取れなかったのですが、もう一度お願いできないでしょうか。

○事業者 周辺の工事の詳細について、まだ分からない状況ですので、今後そのような工事の内容が明らかになった段階で適宜調整、連携等を図ってまいるということで考えております。

○宮越委員 分かりました。予想も含めて現在の段階ではまだ行っていないという理解でよろしいですね。

○事業者 はい、そうです。予測の条件となる工事の内容がないという状況ですので、実施が困難という状況です。

○宮越委員 分かりました。環境アセスメントということを見ると、事業は具体的になっていないのですが、そういったことがあることが予測されるのであれば、ある程度、どのような項目に、漠然とでも構わないのですが、どういった項目に影響があるので適宜今後検討していくという内容が33ページに、周辺工事との関係で2行分書いてありますが、ここに例えば交通ルートに影響がある可能性があるとか、そういったことも書いてあると本来なら分かりやすかったのではないかと思います。ただ、書けないという事情も理解しましたので、具体的に周辺工事が明らかになったら適切に対応していただければと思います。

○事業者 御指摘ありがとうございます。今時点で、評価書案で具体なところが記載できない状況ではありますが、また評価書段階での記載方法を含めて検討してまいりたいと思います。

○坂本部長 そのほか、御意見はございますか。

○日下委員 先ほど少し話したのですが、ここには学校施設は文化学院があるということですが、確かに住居はあまりないのですが、歩行者は、駅を使うのでいっぱいいるのですよね。それはある意味、家と似ていると思うのです。なので、予測結果のところは歩行者に対してもう少し何かコメントを書くとか、どれぐらい影響するかというのは、もう少し述べてもいいのではないかと。前回もそのことが議論されているのですが、もう少し議論してもいいのではないかと。いかがでしょうか。歩行者に対する影響について。

○坂本部長 確かに影響を受ける人という意味ではかなり多いと思います。いかがでしょうか。

○事業者 評価書案の本編の104ページをお開きいただけますでしょうか。例えば建設工事中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果を示したもので、中央の○の地点が最大の地点を示しております。評価に当たっては、その最大の地点を評価指標と比較して検討させていただいておりますが、周辺のコンターラインで示しておりますとおり、周辺への影響濃度としても記載していますので、そういった意味では、もう少し、1点ではなくて面的なところも含めて影響の予測等を示しております。そのほかにも「騒音・振動」についても工事中の影響ということで示しておりますので、こういった評価書の中で提示させていただいていることを説明しました。

○日下委員 普通、学校とか住宅があると、そのことを書きますよね。今回は104ページの

予測結果と 27、28、29 ページの歩行者のルートを見ると、かなり最大地点に近いところを人々が歩くことになっていきますので、住居、学校について書くときと同じような感じで歩行者のものも書いておいたほうがいいのかという意見です。

○坂本部長 具体的な記述をしたほうがいいのかという御意見ですね。

○日下委員 そうですね。学校については、文化学院については書いてあるのですが、むしろ、この広場のところが圧倒的に影響が大きいし、実際そこには人がかなり歩くので、何か書いておいたほうがいいのか。もちろん、104 ページと 27 ページを見比べればいいとも言えるのですが、一応具体的に書いておいたほうがいいのかとは思いました。

○事業者 先ほど御指摘もありましたが、保全措置の中で駅利用者 ― 周辺の歩行者ということにもつながりますが ― に対する保全措置としての切り口での記載を評価書の段階で検討してまいりたいと考えております。

○坂本部長 そのほかございますか。

では私からもよろしいですか。

同じような趣旨になるのですが、騒音に関してもまだ条件がなかなか決まらないのでということで、仮定で音源の位置など決めてやられているのですが、角度がちょっと、熟度が低いということになるのかなというふうにも思うので、現時点で何か具体的にやれと言われても難しいのかもしれませんが、できる限りのことはやっていただきたい。

あと、事後調査が大事になるかなという印象を持ちました。評価書案に関してはできる限りのところを追っていただきたいというのが要望です。

○事業者 御指摘のとおり、周辺の工事の状況が不明の状況ですので、考慮というのは難しい状況ではあるのですが、本事業の工事計画については、現段階で想定し得る計画を立てながら、建設機械の重機の配置等、その他の項目についても現段階で想定できる工事計画に基づいて設定しております。その中で、不確定要素はある中で、アセスの手続の考え方としても、事後調査によってフォローアップするという仕組みがありますので、今後の工事中も含めた事後調査の中で確認等してまいりたいと考えております。

○坂本部長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

それでは、特に御意見はないようですので質疑は終了したいと思います。事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は退席をお願いします。

(事業者退席)

○坂本部長 それでは、以上の議論を踏まえ、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思えます。委員の皆様から提案をお願いします。

資料1がありますが、これの項目と番号とのセットで、どのあたりを含めるかという御提案をいただければと思えます。

○日下委員 番号でいうと、2の2番目、3番目のところですかね。番号で言うのはちょっと難しいのですが、番号2の1段落目、2段落目。先ほども少し話に上がったのですが、この事業は駅前の大型開発で、住民とか病院、学校施設はそれほどないのですが、駅利用者が物すごくたくさんいるので、そのことについてはここでもう一度少し出してもいいのではないかと、今回は出していいのではないかと思いました。

○坂本部長 ありがとうございます。

確かにそうですね。重要な観点だと思います。

そのほか、先生方から御提案をお願いします。

○池本委員 私も同感なのですが、考え方を整理というか、確認させていただきたいのですが、これまで例えば大気とか騒音・振動とか環境基準とか、基準値と照らし合わせる時には、それによって健康影響が出るとか、そういったことを対比としてやっていたのだと思うのです。それが今回、通行するという事なので、ある意味、一人当たりに対して数十秒とか、そういったものを対象とするということなので、そこは観点が変わってくるのかなと感じています。ただ、それに触れるというか、曝露される人の快適さという観点で今回守るべきかなと感じたのですが、そのあたりはアセスの指針とか技術指針などと照らし合わせて、あまり強く主張していいのかというのがちょっと気になったのですが、そういったところはどうでしょうか。確認しておいたほうがいいように感じました。

○日下委員 今のは全くもっておっしゃるとおりで、基本的に大気汚染で体に健康被害が出るというのは長期的に曝露されるとか、それはもちろん大事なのですが、アセスは安全と安心と両方あると思ひまして、もちろん、アセスの指針とか考えている数値的な根拠とか、あるいは健康については問題ないのかもしれないのですが、その辺の歩いている人がどのように感じるかというのは、また別なのかなと思ひて、大気汚染の濃度も寄与率も、近傍では最大のところではそれなりの値なので、環境影響とか人間健康影響がなかったとしても、何か一言書いておくとか、それぐらいはあってもいいのかなと。

○坂本部長 それに関しても同じような観点で、建設工事騒音の場合は最大値が重要なので、という観点で留意したほうがいいかなと私は考えております。

○宮田アセスメント担当課長 議論、どうもありがとうございます。今回の開発地は新宿駅ということで、先生方御指摘のとおり、他施設の利用者や歩行者が非常に多いというのが今回の事業の大きな特徴と考えております。従来ですと、住民に対しての視点で、アセス上の観点で御意見を述べていただいておりますが、今回は、地域の住民というのはいないのですが、この地域の特性として利用者とか歩行者等々が多い中の事業ということで、次回に向けてどのように審議会として、この事業に対して意見を付けていくか次回の総括審議へ向けた審議事項の候補出しのところでは該当するのではないかなと思います。

○坂本部長 今日幅広い観点から候補を出していただいて、ここでの議論もありますけれども、引き続き熟慮していくということになるかと思っておりますので、少し広い目で候補を出していただければと思います。

○日下委員 もう1つなのですが、前回は今回も同じような議論があったのですが、駅前ということでほかの事業があるわけですね。一般的な道路の話だと、その事業だけ考えればいいという場合が多いのですが、ここは新宿駅前で、いろいろな開発をしていますので、ほかの事業との関係です。本来は寄与率は、この事業だけ考えれば別に問題ないと思うのですが、最終的な大気汚染とかビル風などの問題は、ほかの事業がどうなっているかも考えて予測しないと多分違う結果が出てしまうのですよね。そのことについて、今日の話だと、ほかは何をやっているか、まだよく分からないから難しいということだったのですけれども、それについてどうするかというのは、みんなでここで意見交換をしておいたほうが良いような気がしました。

例えばほかの事業でたくさん大気汚染が出た場合に、それは全部積み重なって同時に起こると最終的な実際の大気汚染濃度も高まるし、あるいはほかの事業で建物が建ったり壊されたりすると、ビル風等の状況も変わってきますので、そこをどこまで考えるか。あるいは事業者を考えてもらうかというのはここで少し議論したほうが良いのではないかと思います。

○坂本部長 今御指摘の点はかなり大きな課題なのかなという気もしますが、私も騒音を担当していて、今おっしゃったことは強く感じているところはあります。特に東京は騒音が大きな地域になりますので、そういう中で騒音ですと現状との差分でしか評価しないところがあって、それはどうなのかと前々から思っていたところなのですが、今日の日下先生の御指摘とかなり関連するのではないかと感じてはいます。ただ、かなり大きな問題ですね。事務局からありますか。

○宮田アセスメント担当課長 今、日下先生から御指摘いただいたところが、資料1でいうと

「大気汚染、騒音・振動共通」の1番のところに、まだ近隣の事業が決まっていない不確定部分があるということを事業者から回答していただいて、引き続き協議、調整を進めていくと解していると思います。

あと、今日の議論の中でも、リスク評価では、決まっていないものを盛り込むのは難しい中で、事後調査の中でどういう対応をしていくかというところについても事業者から発言があったところだと思いますので、その辺も踏まえて、今の日下先生の御指摘でいうと、「大気汚染、騒音・振動共通」の1番が、次回の審議に向けた項目に該当すると思います。この内容を最終的にどのように答申に盛り込んでいくかについては、次回までに担当項目の先生のほうに意見をいただきながらまとめていきたいと考えています。

○日下委員 補足なのですが、「大気汚染、騒音・振動共通」は特に、ほかの事業があると積み重なるという意味でコメントされているのですが、多分「風環境」も同じようなことが言えるので、「風環境」についても事後調査でしっかりやるということを述べておいたほうがいいかなと思います。

○坂本部部长 貴重なコメント、ありがとうございます。「風環境」も強く関連しますということですので。

○日下委員 そうですね。「風環境」もほかの事業と絡んで、予測と大分違ってしまう可能性があるので、事後評価でしっかりやることが大事であると思います。

○坂本部部长 貴重な御意見、ありがとうございます。候補として検討したいと思いません。

○池本委員 私の専門の内容とは違うのですが、ほかの事業でも、他の工事が近くにあるときには調整を図っていくことみたいな、たしか意見があったのを記憶しているのですが、実際それが事後調査の中でどのような調整をしてきたかというのが見えないことが多くて、聞いたときに初めて分かったりということですが、可能なのか、考えてもいいのかなと思ったのは、コメントの中で事後調査の報告のときに調整条件についても報告することみたいなことがあると、その辺が確認できていいのかなと思ったのですが、そういったところはあるのでしょうか。

○坂本部部长 文言に加えるという意味ですね。

○池本委員 そうですね、はい。

○宮田アセスメント担当課長 まとめの段階で、項目の先生を中心に意見の方法をまとめさせていただきますので、その中で検討させていただきたいと思います。

○坂本部部长 検討をお願いします。

○池本委員 事後調査の中でそこまで出させるのかという観点もあると思うので、参考にさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○坂本部部长 そのほか項目の候補を挙げていただければと思います。

○宗方委員 「景観」にずっとこだわっていますが、環境アセスメントと「景観」の扱いは扱いづらいところが、この中でどうなっていくのかと心配してしまして、資料のほうでは「配慮する」とか言ってはいるのですが、それはどのような形で配慮されたとか、そういう具体的な方策は一切なくて、定性的な文言で終わっているのですね。だから、事業者の気持ちとして配慮したらそれでいいみたいになっているのか、それとも、具体的にこうしたかということのアセスのほうにフィードバックとか、もう少し具体的に言うべきなのかと、この辺の線引きがほかのデザインの評価の仕組みなどとの絡みもあると思うのでデリケートだと思うのですが、「配慮する」とか「変化をつける」とかいうだけのことだけでとどめるのがいいのか、何かもう少し具体的なことを言ってもらえるのか、こちらとしても判断しかねている。どのようにするか御相談したいぐらいというレベルのコメントです。

○坂本部部长 ありがとうございます。「景観」についても検討したほうが良いという御意見でよろしいですか。

○宗方委員 ここでやるべきことなのか、よそでもやっているからここはやらないという言い方なのか。数値指標で表現できないもの、定性的なものの扱い方ですね。なので、何か性能指標として求めるのではなくて、プロセスとしてこういうことをやるということを行うのか。そういう規定もありますよね。こういう手続を踏めというようなルールの出し方もあるでしょうし、それがこの中には表現されていなくて、「配慮します」と言っているだけになってしまっているというところなので、何か数値目標を達成するようなものなのか、あるいはこういうプロセスを経た上で「配慮した」ということを担保するという言い方になるのかというのが、この部分が曖昧になってしまっている感があるのですね。具体的には実際にはそういうプロセスを経るということは事業者さんもおっしゃっているので、そんなに心配はしていませんが、先々のこともありますので、こういった性質の、定性的な観点をどのような形でアセスの中に取り込めばいいのかということが悩ましいと思って読んでおりました。

○宮田アセスメント担当課長 この場でどうするかというのはなかなか難しい話だと思いますので、宗方委員の御意見を踏まえ、次回の最終案で取りまとめをさせていただきます。

○宗方委員 制度そのものの絡みもありますので、その辺、御相談させてください。

○坂本部長 それでは検討をお願いします。

そのほかございますか。

○柳会長 ただいまの御質問の件ですけれども、「景観」の計画部会での審査は、それはそれとしてやっていただくのはそちらの話で、アセスの審査会の立場から「景観」について御意見をいただくので、あまりその点は気にされなくてもいいのではないかな。それはそれ、これはこれという形で整理されて議論されるといいと思いますけれども。これは私の個人的な意見です。

○坂本部長 会長、ありがとうございます。

○宗方委員 では、好き勝手にということではないと思うのですけれども、いろいろな制度とかあり方も含めて、こちらの理解が及んでいないところがあるかもしれませんから勉強させていただきます。

○坂本部長 ありがとうございます。

アセスの観点で言うべき意見は言うという考え方でいいのだと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

番号で整理がなかなか難しいのですけど。今回の案件はかなり幅広い視点から意見がたくさん出たので、私のほうで項目としてまとめ切れていない部分があります。宮田さんに補足させていただきます。

○宮田アセスメント担当課長 ありがとうございます。

資料1の内容で論点ごとに項目と番号を付けてございます。項目ごとにいろいろ質疑があるわけですが、論点というところで項目と番号を付けてございますが、今日の御議論ですと、評価審議に向けての項目出しという点でいいますと、「大気汚染、騒音・振動共通」の1番、それから「大気汚染、騒音・振動共通」の2番、「騒音・振動」については坂本先生からコメントがあったのですが、「騒音・振動」の1番、2番あたりは関連するかどうか坂本部長に確認させていただきたいと思います。

あと、「風環境」のところでは日下先生からお話をいただいたのですが、この項目と直接は、周辺開発の関連という視点でありましたので、直接1番、2番とはつながらないと思いますけれども、「風環境」でも総括審議に向けて御指摘があったと理解しています。

あと、「景観」の1番について、総括審議に向けて項目出しがなされたと理解しております。

○坂本部部长 ありがとうございます。

今日の議論でそのあたりがかなり幅広く、また深く議論できたと思いますので、今後の総括審議に向けてそのあたりの議論を取りまとめていければと思います。

各審議案件については部部长と各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最終的な案に向けては部部长に一任していただければと思います。

その他、御意見等がございましたらお願いします。

それでは、特に御意見がないようですので審議は終了したいと思います。

本日予定していました審議は全て終了しました。ほかに何かございますか。

特にないようですので、これをもちまして第二部会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 58 分閉会)